

令和3年度 第12回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年3月22日（火）13時30分～14時18分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	岩渕省一	○	
		次長	菅原正宏	○	
		主任主査	平沢梢枝	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第33号 農地使用貸借の合意解約の届出について

議案第44号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

議案第47号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について

議案第48号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第49号 青年等就農計画の認定に係る意見について

議案第50号 下限面積（別段面積）の設定について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和3年度第12回平泉町農業委員会総会を始めます。
委員総数7名中、7名全員出席。よって、会議は成立しております。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、1番委員、2番委員の両名を指名します。会議
書記には、事務局の菅原次長、平沢主任主査にお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 岩渕局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長
説明願います。
- 岩渕局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 死亡による相続1件です。
- 議長 ただいまの「報告第31号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第31号」を終わります。
議長 次に、「報告第32号 農地法第18条第6項の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 平沢主任主査 (提出議案の朗読、説明)
- 労働力不足なため、転作面積を減らすための合意解約1件と耕作の利便性を考
えた合意解約1件です。
- 議長 ただいまの「報告第32号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第32号」を終わります。
議長 次に、「報告第33号 農地使用貸借の合意解約の届出について」、事務局説
明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 耕作困難なための合意解約1件です。
- 議長 ただいまの「報告第33号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第33号」を終わります。
議長 それでは議案審議に入ります。「議案第44号 農地法第2条第1項に該当し
ないことの証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。
- 菅原次長 (提出議案の朗読、説明)
- 農地所有者1名から非農地証明願が出されたもの1筆です。

- 議長 3番委員 それでは現地調査をした委員、3番委員。
3月14日に、6番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。No.87は、草刈りが行われず雪で倒伏している状況でした。いずれ、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地と判断しました。
- 議長 議長 暫時休憩します。(14:41)
議長 議長 再開します。(14:44)
議長 議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)
- 議長 議長 それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(挙手なし)
- 議長 議長 挙手なし、否と決定します。
議長 議長 次に、「議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局説明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

賃貸借設定2件で、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議長 3番委員 それでは現地調査をした委員、3番委員。
3月14日に、6番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。賃貸借権11及び12については、昨年まで水稻を作付けしていたことから、農地の現況も良好で問題がないと思われま。
- 議長 議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)
- 議長 議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(挙手全員)
- 議長 議長 挙手全員、可と決定します。
議長 議長 次に、「議案第46号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」、事務局より説明願います。

菅原次長(提出議案の朗読、説明)

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し農業を行うことのできる法人です。法人が農地等の権利を取得するには、農地法第3条により農業委員会の許可を受けることが必要です。この場合には、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たしていないと許可できないことになっています。

報告がありました農事組合法人は、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員等の全ての項目において記載の通り要件を満たしていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

- 議長 議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。
(なし)
- 議長 議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり決定します。

議長 次に、「議案第47号 農用地利用配分計画(案)の作成に関する意見について」、事務局説明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

配分計画5件です。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問等ありませんか。

5番委員 利用権設定の期間なのですが、5年の設定期間にもかかわらず、令和4年から終期が令和7年になっているのですが説明をお願いします。

平沢主任主査 上野台の農地は、5年間の設定でしたが、途中から別の方へ再配分となるため令和7年度までの終期となります。

議長 その他に質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、意見なしと決定します。

議長 それでは、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定」により、XXXXXXXXXXいたします。石川文士良職務代理に議長をお願いし、「議案第48号」の審議を行います。石川文士良職務代理をお願いいたします。

議長 暫時休憩(14:03)

職務代理者 再開します。(14:04)

職務代理者 次に、「議案第48号 農業経営改善計画の認定に係る意見について」、事務局説明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

今回は更新1件の申請ですが、農業所得及び農用地面積等の目標が現行より上回る計画として十分成り立っていると考えます。ご審議をお願いいたします。

職務代理者 「議案第48号」について、発言のある方は挙手願います。

(なし)

職務代理者 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員、意見なしと決定します。

職務代理者 暫時休憩します。(14:07)

議長 再開します。(14:08)

議長 次に、「議案第49号 青年等就農計画に認定に係る意見について」、事務局説明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

新たに農業経営を開始し、目標とする営農類型はピーマンの露地及び施設栽培です。将来の農業経営の構想につきましては、農業技術の向上、機械を利用した効率化及び農地規模の拡大を行い、目標年収2,000千円の所得の向上を目標としております。

施設・機械の購入としまして、トラクター、平高畝整形同時マルチ、ビニールハウス8棟、灌水装置一式などの栽培に必要な設備を、資金の借り入れ制度を利用して購入予定です。

以上、新規認定1件の申請となります。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり意見なしとします。

議長 次に、「議案第50号、下限面積(別段面積)の設定について」、事務局より説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

適用地域は町全域、別段の面積は10a、空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の下限面積を1アールとします。

遊休農地を抑止するためには、意欲ある新規就農者等を受け入れやすくし、農業への多様な参画が出来る環境を整え、農地の保全や農地の有効利用に繋げていく必要があります。以上、説明を終わります。

議長 質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり決定します。

これをもちまして、令和3年度第12回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。

(14時18分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ⑩

署名人 1番 千葉 三智枝 ⑩

署名人 2番 青木 慶 ⑩